

## 維新百年記念公園陸上競技場ネーミングライツパートナー募集要項

「維新百年記念公園陸上競技場」について、次のとおりネーミングライツパートナーを募集します。

### 1 対象施設、契約希望金額等

| 施設名及び所在地                        | 契約希望金額（税別）  | 愛称の使用期間  |
|---------------------------------|-------------|----------|
| 維新百年記念公園陸上競技場<br>山口市維新公園4丁目1番1号 | 年額1,000万円以上 | 3年以上5年以内 |

※ 上記金額には、消費税及び地方消費税相当額を含みません。

※ 愛称使用期間は、令和9年1月12日から年単位に限ります。

※ 契約金の納付は年度毎とし、納付の期限は毎年4月30日までとします。（納期限が土曜日、日曜日及び祝日の場合は、その前日を納期限とします。）なお、初年度については、県が指定する日までに納付してください。

※ 初年度及び最終年度については、愛称使用期間に応じて案分した金額を納付してください。

※ 対象施設の概要は、別紙1のとおりです。

### 2 命名権の内容

対象施設に、法人名、商品名等を含んだ愛称を付けることができます。

※ 条例上の施設名称を変更するものではありません。なお、国際大会等においては、主催団体の規定により、条例上の施設名称を使用する場合があります。

### 3 命名条件

(1) 愛称に「陸上競技場又はスタジアム」かつ「維新」の文字を必ず入れること。

(2) 公共施設にふさわしい愛称とし、山口県広告掲載基準第4条に規定する内容の名称は除きます。

(3) 利用者の混乱を避けるため、契約期間中における愛称の変更はできません。

(4) 愛称が定着するまでの期間（概ね1年程度を想定）、条例上の名称を併記する場合があります。

### 4 ネーミングライツパートナーへの特典

(1) 応募者からの施設利用に関する特典等の提案を可能とし、別途協議の上、決定するものとします。

なお、提案内容によっては、ご希望に添えない場合があります。

(2) 当初の契約期間満了後、契約更新を希望される場合には、現ネーミングライツパートナーに優先交渉権を付与します。

## 5 応募資格

(1) 法人とします。

複数の法人で構成されるグループでの応募も可能です。

(2) 次のいずれにも該当しない者とします。

ア 国税又は地方税を滞納している者

イ 山口県広告掲載基準第3条に規定する規制業種又は事業者

ウ 政治団体・宗教団体、公職にある者が役員を務める法人

エ その他、命名権を取得することが適当でないと県が認める者

## 6 費用負担等

(1) 費用負担

| 区 分                                              | 費用負担    |                      |
|--------------------------------------------------|---------|----------------------|
|                                                  | 県・指定管理者 | ネーミングライツ<br>パートナー    |
| 県及び公園ホームページの表示変更                                 | ○       |                      |
| 関係先への通知                                          |         |                      |
| 対象施設等の建物・敷地内サイン（愛称看板等）の新設及び変更（設計、工事、維持管理等を含む。）※1 |         | ○<br>(サインの変更を希望する場合) |
| 敷地外サイン（道路案内標識等）の変更※2                             |         |                      |
| 愛称使用期間終了後のサインの原状回復                               |         |                      |

※1 建物・敷地内サインの新設及び変更を希望する場合は、山口県屋外広告物条例、山口市景観計画及び山口市景観デザインガイドラインの規定に沿う必要があるため、山口市都市計画課と事前に協議してください。また、周囲の景観等との調和や円滑な工事施工を図るため、事前に県及び指定管理者と協議し、同意を得る必要があります。

※2 敷地外サインの変更を希望する場合は、県等の道路管理者等と協議の上、変更の可否を確認してください。

(2) その他

ア 県が発行する対象施設及び公園全体のパンフレット等には、愛称が付与されたこととお知らせする文書を添付します。

なお、ネーミングライツパートナーが発行するパンフレット等に対象施設等の写真等を使用する場合は、県と事前に協議してください。

イ 民間事業者が発行するチケット及び地図等の愛称の表示については、発行する民間事業者の判断に委ねられます。

## 7 愛称使用開始予定

令和9年1月12日

## 8 申込書の提出方法

### (1) 提出方法

申込書は、持参、メール、郵便等のいずれかの方法により提出してください。

※ メール又は郵便等で提出する場合には、事前に担当課に電話連絡してください。

※ メールで提出する場合には、受信できる容量は 10MB までとなりますので、データファイルの容量を調整してください。複数のメールで送信いただいても構いません。

### (2) 申込書受付期間

令和 8 年 1 0 月 1 日(木)から令和 8 年 1 0 月 3 0 日(金) 午後 5 時までとします。(必着)

持参の場合には、申込書受付期間内の土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで受付けます。

郵便等（郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 1 4 年法律第 9 9 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者又は同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便で、書留郵便、その他これに準じる方法に限る。）による場合には、期間内必着とします。

### (3) 提出書類（原本 1 部）

ア 申込書（様式 1）

イ 応募資格についての確約書（様式 2）

ウ 法人概要及び直近 3 年の決算報告書（概要版）

なお、山口県内に事業所等がある場合は、事業所等の概要（従業員数等）も添付してください。

エ 登記事項証明書

オ 都道府県税の滞納がないことの証明書

- ・ 山口県税の滞納がないことの証明書
- ・ 山口県内に事業所等がない場合は、本店等所在地の都道府県税の滞納がないことの証明書

なお、滞納がないことの証明書が発行されない都道府県については、直近事業年度の法人（都道府）県民税と法人事業税の納税証明書を提出してください。

カ 市町村税の滞納がないことの証明書

- ・ 山口県内に本店等がある場合は、本店等所在地の市町村税の滞納がないことの証明書
- ・ 山口県内に事業所等がある場合は、県内の事業所等所在地の市町村税の滞納がないことの証明書

なお、滞納がないことの証明書が発行されない市町村については、直近一年間のすべての税目についての納税証明書を提出してください。

また、山口県内に事業所等がなく、県内市町に納税義務のない場合は提出不要です。

キ 国税の滞納がないことの証明書

- ・ 本店等の所在地を所管する税務署長が発行する国税の納税証明書（その３の３）  
（法人税と消費税及び地方消費税の納税証明書）

ク 暴力団排除に関する誓約書（様式３）

ケ 役員等名簿（様式４）

コ 委任状（様式５）（広告代理店を通じて申し込む場合、本店の代理で支店長が申し込む場合等）

サ その他法人の概要がわかるパンフレット等

※ エ～キについては、発行から３か月以内のものを提出してください。

また、エ～キ及びサについては、鮮明なものであれば、コピーでも構いません。

※ 応募資格の確認のため、申込みを受けた情報の一部を警察当局へ提供する場合があります。

#### （４）提出先

〒 7 5 3 - 8 5 0 1

山口県山口市滝町 1 番 1 号 山口県庁 1 1 階

山口県土木建築部都市計画課調整班

電 話 0 8 3 - 9 3 3 - 3 7 2 0

F A X 0 8 3 - 9 3 3 - 3 7 4 9

メール a18400@pref.yamaguchi.lg.jp

#### （５）申込みに当たっての留意事項

ア 応募に当たり必要な経費は、全額応募者で負担してください。

イ 提出書類は返却しません。

ウ 必要に応じて、追加資料を求める場合があります。

エ 提出書類は、山口県情報公開条例の規定に基づき開示することがあります。

## 9 質問の受付

募集要項に関する質問は、次のとおり受付けます。

#### （１）受付期間

令和 8 年 1 0 月 1 日（木）から令和 8 年 1 0 月 1 9 日（月）まで

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 9 時から午後 5 時までとします。

#### （２）受付方法

8（４）の担当課に電話連絡の上、質問票（様式 6）により、メール又は F A X により提出してください。

#### （３）回答予定

令和 8 年 1 0 月 2 3 日（金）までに、県都市計画課ホームページに随時掲載します。

なお、この回答は本募集要項の追加又は修正とみなします。

## 10 選定方法

### (1) 選定方法・選定基準

県が設置する「維新百年記念公園陸上競技場ネーミングライツ選定委員会」において、応募内容を審査して優先交渉権者を選定します。（選定基準は別紙2のとおり。）

ただし、応募に適当な者がなかった場合には、ネーミングライツパートナーを決定しないことがあります。

### (2) 選定結果の通知

選定後、令和8年11月30日（月）までに、すべての応募者に文書で通知します。

## 11 契約の締結

優先交渉権者との交渉を行い、ネーミングライツパートナーを決定後、県とネーミングライツパートナーとの間で命名権に関する契約を締結します。

なお、契約を締結したネーミングライツパートナーは、契約更新の際に優先的に交渉することができます。

## 12 契約の解除

契約締結後、ネーミングライツパートナーが5（2）に該当することとなったとき、社会的信用を損なう行為により施設のイメージが損なわれるおそれがあるとき、その他ネーミングライツパートナーとすることが適当でないと認められるときは、県は契約を解除できることとします。

この契約解除に伴うサイン（愛称看板）の撤去等に必要な経費は、ネーミングライツパートナーの負担とします。

なお、契約を解除した場合、違約金として、命名権料総額（一部が納付されているときはその額を控除した額）の10％に相当する額の支払いを求めるものとします。

この場合、納付済みの命名権料は返還しません。

## 13 その他

この募集要項に記載のない事項については、山口県広告取扱要綱及び山口県広告掲載基準に従って取り扱います。

## 維新百年記念公園陸上競技場

### 1 施設概要

- ・ 所在地：山口市維新公園4丁目1番1号  
(JR大歳駅又は矢原駅から徒歩約10分)
- ・ 供用開始日：平成23年3月19日
- ・ 観客収容人数：約2万人
- ・ 年間利用者数：約20万5千人(令和7年度)  
※公園全体では約60万8千人(有料施設利用者)
- ・ 付帯施設：大型映像装置、ウォーミングアップ室、雨天走路、会議室、  
更衣室・シャワー室、トレーニングルーム等
- ・ 指定管理者：(一財)山口県施設管理財団
- ・ その他：WAクラス2認証、第1種公認陸上競技場、  
レノファ山口FCホームスタジアム



### 2 敷地内サイン

|                 |            |
|-----------------|------------|
| 総合案内・現在地案内・誘導看板 | 17箇所(計22枚) |
| その他表示場所         | 5箇所        |

※ 変更するサインの範囲については、ネーミングライツパートナーの判断に委ねます。

### 3 主な利用状況（令和7年）

| 開催年月   | 大会・イベント名                            | 入場者数     |
|--------|-------------------------------------|----------|
| R7.1   | ジャパンラグビーリーグワン                       | 約1,200人  |
| R7.2   | J2リーグ（レノファ山口 VS V・ファーレン長崎）          | 約11,000人 |
| R7.3   | J2リーグ（レノファ山口 VS 北海道コンサドーレ札幌）        | 約4,200人  |
| R7.3   | J2リーグ（レノファ山口 VS 大分トリニータ）            | 約5,500人  |
| R7.3   | J2リーグ（レノファ山口 VS ロアッソ熊本）             | 約5,000人  |
| R7.4   | J2リーグ（レノファ山口 VS 愛媛FC）               | 約4,700人  |
| R7.4   | ルヴァンカップ2回戦<br>（レノファ山口 VS 鹿島アントラーズ）  | 約5,200人  |
| R7.4   | ジャパンラグビーリーグワン                       | 約2,300人  |
| R7.4   | J2リーグ（レノファ山口 VS FC今治）               | 約5,000人  |
| R7.5   | 第52回山口県陸上競技選手権大会兼第79回中国陸上競技選手権大会予選会 | 約2,000人  |
| R7.5   | J2リーグ（レノファ山口 VS 水戸ホーリーホック）          | 約6,500人  |
| R7.5   | ルヴァンカップ第3回戦<br>（レノファ山口 VS 柏レイソル）    | 約3,800人  |
| R7.5   | J2リーグ（レノファ山口 VS 藤枝MYFC）             | 約4,000人  |
| R7.5～6 | 第76回山口県高等学校総合体育大会陸上競技               | 約4,800人  |
| R7.6   | 第22回田島直人記念陸上競技大会                    | 約2,200人  |
| R7.6   | J2リーグ（レノファ山口 VS いわきFC）              | 約5,400人  |
| R7.6   | 第40回山口県中学校陸上競技選手権大会                 | 約2,000人  |
| R7.6   | J2リーグ（レノファ山口 VS ブラウブリッツ秋田）          | 約4,600人  |
| R7.7   | 日清食品カップ山口県小学校陸上競技交流大会               | 約1,000人  |
| R7.7   | J2リーグ（レノファ山口 VS 徳島ヴォルティス）           | 約6,500人  |
| R7.7   | 第49回日本クラブユースサッカー選手権大会（U-18）大会       | 約2,000人  |
| R7.8   | 第59回中国中学校陸上競技選手権大会                  | 約2,000人  |
| R7.8   | J2リーグ（レノファ山口 VS ヴァンフォーレ甲府）          | 約7,000人  |
| R7.8   | J2リーグ（レノファ山口 VS ベガルタ仙台）             | 約6,000人  |
| R7.8   | 第79回中国陸上競技選手権大会                     | 約4,000人  |
| R7.9   | J2リーグ（レノファ山口 VS ジェフユナイテッド千葉）        | 約7,200人  |
| R7.9   | 第70回山口県高等学校新人陸上競技大会                 | 約2,200人  |
| R7.9   | 第73回全日本実業団対抗陸上競技選手権大会               | 約3,600人  |
| R7.10  | J2リーグ（レノファ山口 VS サガン鳥栖）              | 約9,900人  |
| R7.10  | 令和7年度山口市民スポーツ大会                     | 約2,000人  |
| R7.10  | 令和7年度第42回山口市小学校陸上記録会                | 約1,800人  |
| R7.10  | J2リーグ（レノファ山口 VS カターレ富山）             | 約5,400人  |
| R7.11  | J2リーグ（レノファ山口 VS ジュビロ磐田）             | 約7,400人  |
| R7.11  | 第104回全国高校サッカー選手権大会山口県大会             | 約1,500人  |
| R7.11  | J2リーグ（レノファ山口 VS RB大宮アルディージャ）        | 約9,000人  |
| R7.12  | 高円宮杯全日本U15サッカー選手権大会                 | 約1,000人  |
| R7.12  | ジャパンラグビーリーグワン                       | 約5,000人  |

※1,000人以上の大会・イベントを掲載

## 選 定 基 準

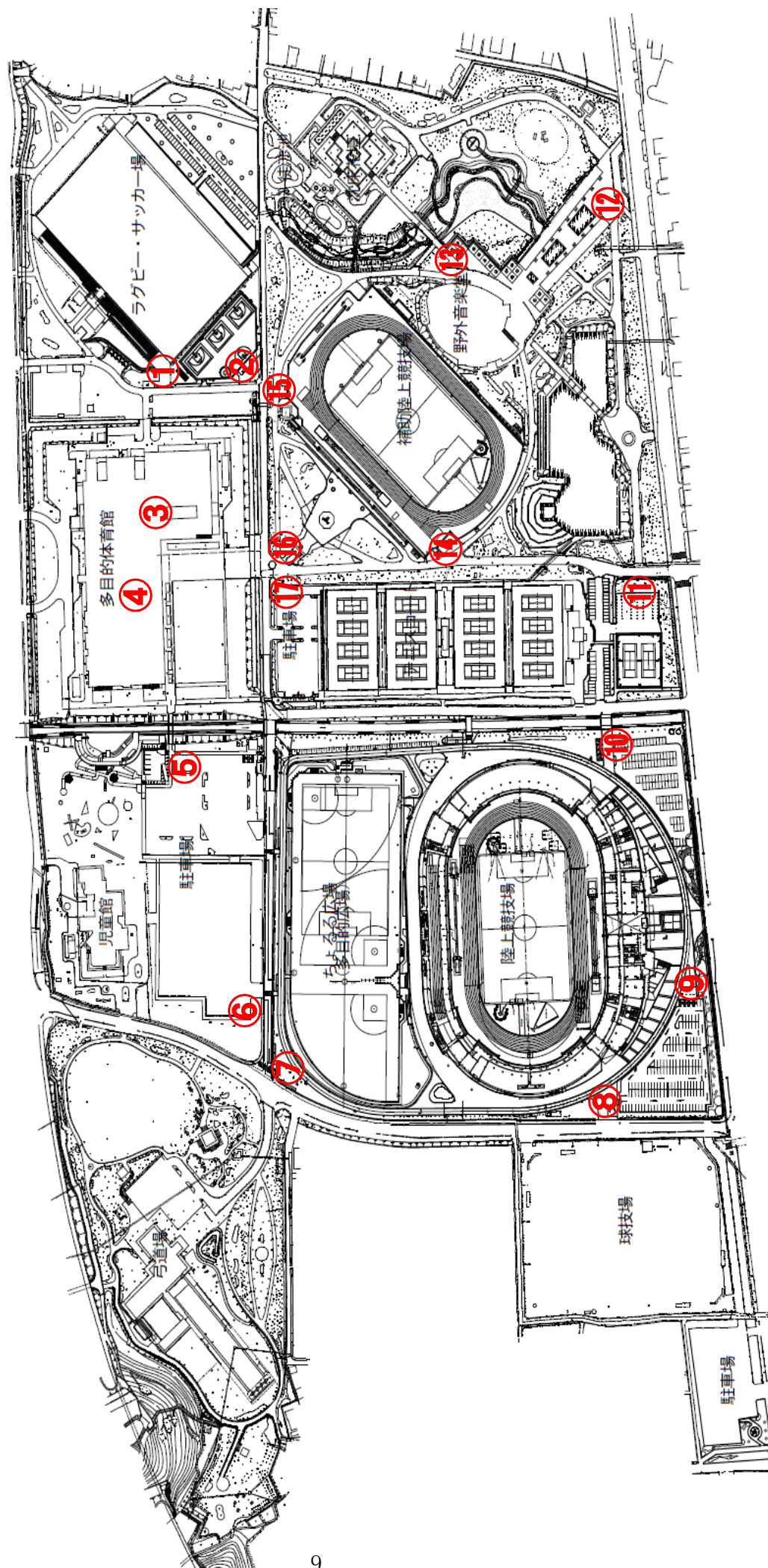
契約希望金額（年額）を 1 円＝1 点として換算したものを基準点とし、次の表により算定した加算点との合計点（評価点）で選定を行う。

| 項目  | 内容                           |              |                                                                                  |
|-----|------------------------------|--------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 基準点 | 契約希望金額（年額）を 1 円＝1 点として換算したもの |              |                                                                                  |
| 加算点 | 評価項目                         | 加算内容         | 加算方法                                                                             |
|     | 愛称の使用期間                      | 愛称の使用期間による加算 | 愛称の使用期間に応じて、基準点の次の割合にあたる点数を加算する。<br>・ 3 年・・・加算なし<br>・ 4 年・・・5 %<br>・ 5 年・・・1 0 % |
|     | 地域貢献の状況                      | 地域貢献状況による加算  | 県内に本店、支店又は営業所等を有する法人については、基準点の 1 0 %にあたる点数を加算する。                                 |

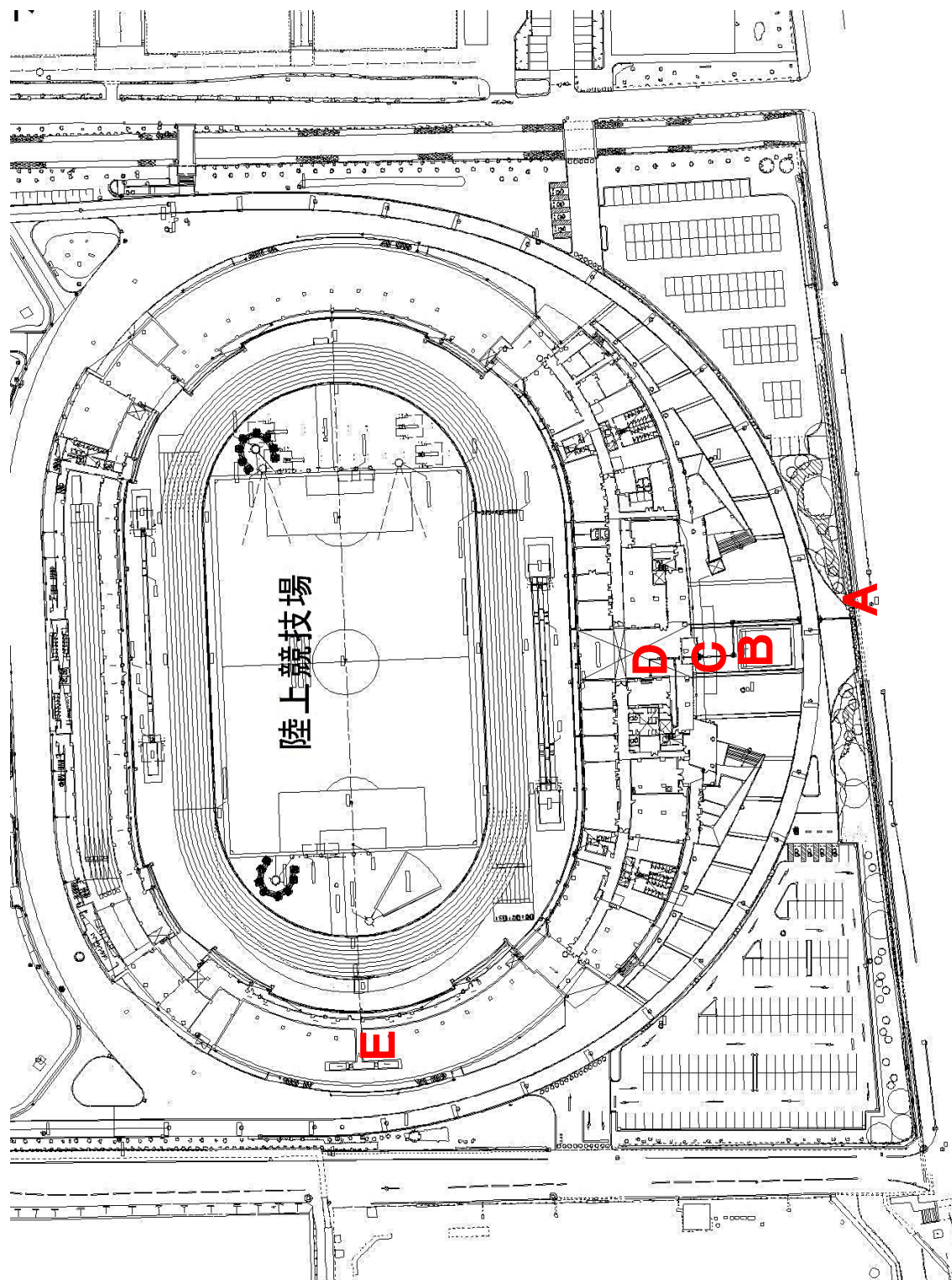
※ 選定基準に基づき、評価点が高い順に順位を決定し、第 1 順位の者を選定する。

※ 第 1 順位の者が複数あった場合は、①契約金額（年額）が高い者、②愛称の使用期間が長い者の順に選定を行い、それでも同点の場合は、後日当事者によりくじによる抽選を行うものとする。

# 総合案内・現在地案内・誘導看板位置図



## その他表示場所位置図





①



②



③



④



⑤



⑥



⑦



⑧



⑨



⑩



⑪



⑫



⑬



⑭



⑮



⑯



⑰



A



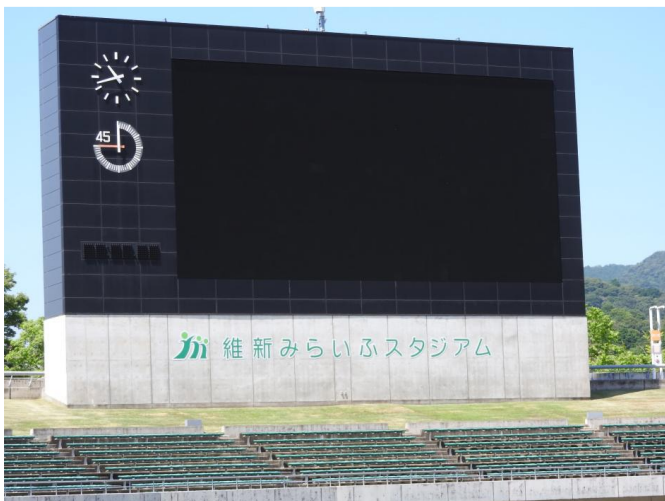
B



C



D



E